

- 日時：2020（令和2）年8月5日（水）午後2時～午後4時
- 場所：市役所本庁舎北館4階 4-1会議室
- 出席者
 - (1) 委員：6名（太田垣委員、上玉利委員、高尾委員、中川委員（部会長）、朴委員、林委員）
 - (2) 事務局：5名（協働部長、ダイバーシティ推進課長、ダイバーシティ推進課3名）
 - (3) 関係課：6課（学校教育課、学び支援課、社会教育課、高齢介護課、包括支援担当、障害福祉政策担当）
- 傍聴者：2名

議事(1) 「尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画」に係る個別の人権問題（高齢者、障害のある人、外国籍住民）について

部会長： まず、本日の議事の1、「尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画」に係る個別の人権問題等（高齢者、障害のある人、外国籍住民）について」に入る前に、事務局から改めて計画の構成等について説明をお願いします。

事務局： ——資料3に基づき説明——

部会長： 事務局から説明があったが、計画の基礎となる序章、第1章については8月13日の全体会で審議し、第2章の個別の人権問題は部会で審議することとなり、本日の第2部会では、高齢者、障害のある人、外国籍住民について審議していくこととなるため、委員の皆様には協力をお願いします。それでは、「高齢者」に係る素案について事務局から説明をお願いします。

事務局： ——資料4に基づき説明——

部会長： 事務局から説明のあった資料4について、なにか質問等あるか。

委員： 私は尼崎に住んでおり、母親が100歳であるが、やっと最近特養（特別養護老人ホーム）に入る権利を得て、介護の苦しみから少し解放されたところであるが、残念ながら本日初めて「地域包括支援センター」の存在を知った。地域包括支援センターについて、どのような広報をしており、どのような組織なのか。また、この名称はどのように付けられたのか。

包括支援担当： まず、地域包括支援センターという名称については、厚生労働省が介護保険法により全国一律で設置を義務付けており、一部地域では「あんしん健やかセンター」という名称であるが、全国で基本的に「地域包括支援センター」という名称である。

広報活動について、65歳以上となると介護保険の受給手当が届くが、その時に地域包括支援センターについて周知を行っている。

また、市報あまがさきや、年2回全戸配布している介護保険だよりにおいても周知している。

委員： 地域包括支援センターは何をするところなのか。

包括支援担当： 4つの機能があり、1つ目は相談機能である。2つ目は権利擁護であり、財産管理についてや消費者トラブル等を扱っている。3つ目はケアプランの窓口であり、介護度が要支援の方々のケアプランを作っている。4つ目はケアマネジメントであり、地域包括支援センターでケアしきれない人についての地域の連携の拠点となっている。

地域包括支援センターは各地区2か所ずつ、市内12か所設置されており、すべて地域に密着した事業所に運営を委託しており、保健師・社会福祉士・主任のケアマネジャーの3職種を必ず配置している。

部会長： 地域包括支援センターのパンフレットは後日配布するように。

委員： 3職種はどれぐらいの人数が配置されているのか。

包括支援担当： 地区に住む高齢者の人数によって変動するが、3千人に対して、(保健師・社会福祉士・主任のケアマネジャーが)1人ずつ配置されている。

委員： その人数で、例えばコロナ禍において対応ができていますか。

包括支援担当： 年間の相談件数は約2万6千～7千あり、3職種だけが相談に対応するのではなく、医療や介護、成年後見人センターなど様々な職種の繋ぎ役としても機能している。

部会長： 他の素案にもいえることであるが、例えば、直近30年間の尼崎市における高齢化率の推移など、本文の記載を裏付ける統計的なデータは計画において示すのか。

事務局： 計画があまりにも分厚くなると市民が見づらくなるため、必要最低限に留めるつもりであり、ご指摘があれば盛り込むが、(高齢介護課で)グラフは出せるか。

高齢介護課： 高齢者の計画においては、2040年度までの将来人口を見据えたグラフも作成しているため、出すことはできる。

部会長： 地域包括支援センターについて、最終的にはケアマネジャーに繋いでいくのか。

包括支援担当： 介護が必要であればケアマネジャーの力を借りるが、自立が可能であれば地域包括支援センターにおいて相談に乗ったり、支援したりしている。ケアマネジャーは高齢者の生活を支えるものであるため、その役割は重要視されている。

委員： 母親を見て思ったが、母親の老衰、認知症が進み、体が弱っても要介護の認定度が上がらず、特養に入れるまでの負担があったため、尼崎市ではそのようなことに適切に対応していく、ということがイメージできるような記載をして欲しい。

部会長： 計画の素案について、制度の問題には触れているが、課題が現実には即していない。IT化が進んでいる現代において、高齢者の要望が伝わらないと

いう問題がある。

また、新型コロナウイルス感染症について、様々なカタカナの言葉があるが、理解できない高齢者が多いため、そのような情報弱者に関する記載も盛り込んでほしい。

包括支援担当： 指摘いただいた情報弱者に関する記載は盛り込むこととする。

なお、インターネットに馴染めない高齢者などのために、高齢者にとって重要な情報を、高齢者が頻繁に利用する病院、郵便局、金融機関等に紙媒体のパンフレット等を配布・設置する取組を「シニア情報ステーション」という名称で今年度から実施する予定であるため、その内容も盛り込もうと思う。

委員： コロナ禍においては病院に直接診療に行くというよりは、オンラインでの診療が増えると思うが、高齢者にはオンラインでの診療は難しいであろう。そうしたことも含め、この素案ではないかもしれないが、コロナに関する記載はどこかに盛り込むべきだと思う。

部会長： ポストコロナにおいては様々なシステムが変わることが想定されるが、どこまでその変革に対応できるかも高齢者に関する大きな課題である。

高齢介護課： ご指摘のとおりコロナ禍において、様々な課題が浮き彫りとなっている。特養においては、対面の面会が中止となっており、面会用のタブレットを貸し出しているが、高齢者にとってタブレットは使い勝手が悪い。また、高齢者向けのスマホ教室なども実施していたが、現在は中断しているため、情報弱者の高齢者に向けた取組も検討していく。

委員： 現在は町会機能が（かつての）半分以下となっているが、月に1度の市報あまがさきで高齢者への情報発信はカバーできている感じはあるか。

高齢介護課： 8月号の市報で認知症の特集記事を組んだり、できる限り広報はしており、市報ですべてカバーできていると思っははないが、機会を捉えた広報をしている。

包括支援担当： 市報ですべて足りているとは思ってない。高齢者も含めて様々な主体から協力が得られるように、支援者側への情報共有も進めていく必要があると感じている。

委員： 市報が届いていないという苦情はあるか。

包括支援担当： それは聞いていない。

委員： それであれば、一定網羅できていると理解できるのではないか。

委員： 尼崎にひとさき（プラザ）があるが、若者ばかりで高齢者がいないため、高齢者の居場所を作ってほしい。

包括支援担当： ひとさき（プラザ）はいくしあということも青少年の拠点であるため、若者が多い。高齢者の居場所ということであれば、老人センターがある。

委員： 高齢者ばかり集めると情報が集まらない。若い支援者から貰えるパワーやエネルギーは大きいため、そのような場所づくりをして欲しい。人と関わりあうことが尼崎の良さだと思う。

(計画第1章の人権施策の展開方向3の) つながり、支え合うネットワークづくりについては、高齢者同士でつながるのではなく、尼崎全体でつながることが必要である。

部会長： 高齢者と若者がつながるコミュニティづくりは重要である。

また、災害時の高齢者への情報提供についても計画に盛り込んでほしい。

高齢介護課： 高齢者の計画においても、災害時や感染症に関する記載を盛り込むように国からも示されており、高齢者の計画にも盛り込む予定である。

また、先ほど指摘のあった多世代交流についても現在はコロナ禍で実施できていないが、計画にも盛り込む予定である。

部会長： 高齢者に関する問題は歴史も長くある程度網羅されてきたが、情報(IT)化、新型コロナウイルス感染症、災害など今の時代に特化した新しい課題に対する視点も盛り込んで欲しい。

事務局： 指摘いただいた、新型コロナウイルス含めた今の時代の課題の視点も盛り込むように修正する。

また、朴委員から指摘のあった高齢化率の推移については変化がわかるようにグラフを追加する。

部会長： 他に意見等ないか。

それでは、続いて「障害のある人」に係る素案について事務局から説明をお願いする。

事務局： ——資料5——に基づき説明

部会長： 事務局から説明のあった資料5について、なにか質問等あるか。

委員： 根本的な問題であり、議論のあることであるが、障がいの「がい」の表記について、ほとんどの大学では「碍」と表記し、法律用語では「害」と表記し、一般的な文章ではひらがなで表記することが多い。(素案のとおり「障害」と記載し、)一人でも不快に思う人がいるのであれば、配慮すべきであると思う。

障害福祉政策担当： 障がいの「がい」の表記について、議論があることは理解しており、尼崎市障害者計画の策定に当たり、委員の意見を伺っている。

障害者計画においては、人々が社会の中で暮らす中での様々な制約・不便のことを「障害」とし、その「障害」を被る人を「障害者」と位置づけたうえで、「障害者」という表記にしている。

委員： その整理は、用語解説かどこかに記載したほうが良いのではないか。

障害福祉政策担当： 高齢者の計画同様、福祉の計画も今年度が改訂の年であり、「障がい」の記載については改めて委員の意見を伺うため、その意見も踏まえ記載を盛り込もうと思う。

委員： 私自身も障害者計画の策定に委員として関与しているが、注釈(用語解説)は記載したほうが良いと思う。

また、特定の内容に特化した内容となっており、網羅されていない感じ

がする。例えば、「高齢者」に係る素案では認知症についての記載が多く、「障害のある人」に係る素案ではコミュニケーションについての記載が多くなっており、コミュニケーションだけが障害者の問題であるように思えるため、「今後の方向性」最終行の「その他の障害特性にも配慮した」のような、コミュニケーション以外に関する記載を増やして欲しい。

部会長： 14～15年前にスウェーデンに行っていたが、スウェーデンでは行政の組織が「高齢者・障害者」担当となっており、高齢者の何割かは障害者となるという前提があるため、この計画においてもその視点は持って置いて欲しい。

また、障害者などすべての人が不自由なく、同じように社会に参加できる環境を整備することが「人権文化」のひとつであり、例えばエレベーターやノンステップバスの設置があるが、そのような視点が盛り込まれていない。

委員： 尼崎市の障害福祉のありかたは健常者との共生であると思うが、そのような視点を今後の方向性に盛り込んで欲しい。

委員： インクルーシブ教育については「子ども」の素案に記載されているのか。

事務局： 「子ども」の素案については第1部会で審議いただいており、障害のある子どもについて盛り込んでどうかという指摘もいただいており、インクルーシブ教育含めた学校教育について盛り込むべきか検討中であるが、盛り込むとすれば「子ども」に係る素案で盛り込む予定である。

委員： 聴覚障害に関する記載はあるが、コロナ禍において最も問題となっていることは、ソーシャルディスタンスにより視覚障害者を誰も助けないということである。1人で買い物ができず、困っていることが多い。

コロナ禍の話を含めて考えるのであれば、聴覚障害者に対する手話の普及だけではなく、視覚障害者に対するボランティアガイドの養成も必要であるが、市はなにか取り組んでいるのか。

障害福祉政策担当： 障害福祉サービスという公的な支援があり、視覚障害者に対しては同行援護を行っており、コロナ禍においても不要不急の場合であれば同行援護を行ってはいるが、不要不急の認定の難しさなどについて、全ての問題を解決する策は持っていない現状がある。

委員： 視覚障害者の同行援護、身体障害者の移動支援などの公的サービスがあるが、一番の問題はヘルパーの不足である。（支援する障害者が新型コロナウイルスに感染した場合）ヘルパーは濃厚接触者となるため、怖がり、ヘルパーの仕事を休みたいという例もある。

また、新型コロナウイルス感染症に関していえば、障害者は体力がなく、外出も怖がるため、支援をして欲しい。

また、仮に障害者が感染し、病院に入院した場合は医療としてケアを受けることとなるが、ホテルなどに入れられた場合は、コミュニケーションも含め誰が障害者のケアをするのか、という問題がある。

部会長： コロナ禍においては、今までの社会と比べ、皆が課題や不自由を抱えており、特に不自由な度合いが高い人のことが顕在化してきた。このような問題について、序章に入るのか分からないがどこかに盛り込んだほうが良いと思う。

（高尾委員が意見していた）障害者が感染した場合についてはあまりメディアでも触れられていないように感じる。

委員： 時々テレビなどで報じられているが、解決が難しい問題である。

障害福祉政策担当： ケースバイケースだと聞いている。障害の程度が重度であれば入院する例もあり、障害が軽度であり1人で動ける場合であればホテルに入る例もあり、一人ひとりの状況に応じて対応している。

当事者からすれば対応が後手後手に見えるかもしれないが、当事者と一緒に考えていくというスタンスで対応している。

委員： 【今後の方向性】1行目「職員研修会」とは具体的にどのような内容なのか。

障害福祉政策担当： 内容としては、身体障害、精神障害などの特性を説明し障害を知ることが促したり、窓口での障害者への対応や配慮する例を職員対応要領として示したり、障害者差別解消法考え方を示したり、実際の手話の仕方を教えたりしている。

委員： 研修の内容は国からのガイドランに基づくものか。尼崎市独自のものか。

障害福祉政策担当： 尼崎市独自のものである。新採研修・役職者研修を中心に行っており、手話については職員の自主研修として年に1回実施している。

事務局： 障がいの「がい」の表記については障害者計画と記載を合わせる。

また、記載がコミュニケーション支援に偏っているという指摘があったため、もう少し記載の幅を拓けるように検討する。

また、誰もが不自由なく社会に参加できる環境づくりが「人権文化」であり、障害者と健常者の「共生」という視点、コロナ禍で見えてきた課題についても盛り込もうと思うが、それで良いか。

部会長： 行政の取組はどうしても細かいところに行きがちであるが、地域で支え合うコミュニティの視点が人権文化に繋がる。

他に意見等ないか。

それでは、続いて「外国籍住民」に係る素案について事務局から説明をお願いします。

事務局： ——資料6——に基づき説明

部会長： 事務局から説明のあった資料6について、なにか質問等あるか。

委員： 項目立てについて、素案では（オールドカマーに関して）、（ニューカマーに関して）、（外国人労働者に関して）としているが、ニューカマーと外国人労働者は重なる部分があるため、表現を工夫したほうが良いのではないか。

部会長：（【市のこれまでの取組と課題】10行目）「新たな外国籍住民（ニューカマー）」という表現は適切ではないため、12行目の「ニューカマーの外国籍住民」という記載と揃えるべきではないか。

事務局： 朴委員から指摘のあった項目立てについて、外国人労働者に関する記載をニューカマーに関する項目に組み込むようにしようと思う。

委員： オールドカマーに関する通称名が一番の問題である。日本国籍を取得する在日韓国・朝鮮の方が増えているが、差別を回避するために、そのような方にとっては韓国・朝鮮での名前が通称名となっており、民族名が名乗りにくい状況である。例えば、尼崎で働くベトナム人が「山田」や「田中」という名前で働いており、学校現場でも同じような状況があり、もはやオールドカマーだけの問題ではなくなってきている。

また、1頁目の下から4行目「日本語取得」は「日本語習得」であるため、修正するように。

母国語学習も大きな問題である。尼崎には日系人の子どもが少ないが、例えばブラジルやペルーに帰国した時にポルトガル語が話せずに困っている人が大勢おり、日本語の習得と同時に母国語の学習支援も必要であるため、そのような記載も盛り込んで欲しい。

部会長： 日本語習得が不自由な子どもにどのような対応をしているのかについて教育委員会からも意見を貰ったほうが良い。

委員： オールドカマーに関していえば、将来ベトナム人やブラジル人の学校が増えることも見据え、民族学校への支援についても記載して欲しい。

また、ヘイトスピーチについては、啓発を行うという記載があるが、大阪のように条例を作って欲しい。嫌がらせのヘイトスピーチが私の元にも沢山送られてくるため、記載方法は別として尼崎はヘイトスピーチを許さないという方向性を示して欲しい。

また、（【今後の方向性】3行目）「外国籍住民同士及び日本人とが交流する場づくり」とあるが、外国籍住民同士は既に交流しているため、「外国籍住民同士」という記載は不要ではないか。

また、（【今後の方向性】7～8行目）「日本語を学びたい～」という文に、母国語の学習支援及び民族学校の支援について、記載して欲しい。

また、外国からの技能実習生について、在留資格の期限切れで母国に帰れない方が日本に2万人いて、尼崎にもいると思うが、その方々の生活を保障するシステムが日本にはない。計画への記載は素案のままで良いと思うが、今後技能実習生を雇用していくのであればその視点も示す必要がある。

先ほどの名前の件について、日本の名前で働かされている外国人労働者は大勢いる。労働者に限らず、尼崎市では外国籍住民が堂々と民族名を名乗れる環境づくりを行う、という旨の記載もどこかに盛り込んで欲しい。

部会長： 意識調査の結果を出しているだけで、企業への働きかけに関する記載が

弱い。外国人労働者が安心して働くことができる環境づくりを企業に求めていくという記載がない。

委員：三大差別である就職・入居・結婚を尼崎市では許さないという記載がない。尼崎市役所で外国人が数人働いていることを知っているが、尼崎市では職員採用試験の際の国籍条項を撤廃し、積極的に外国人を採用しているという記載はしても良いのではないか。

ちなみに、現在尼崎市では何人の外国人を雇っているのか。

事務局：正確な数字は今わからないが、数名であると思う。

委員：数名雇っているのであれば、誇れることだと思う。職員数の何%かに外国人枠を作って、雇ってもらえればと思う。

部会長：企業でも優秀な外国人を受けており、ダイキンなどが良い例である。

委員：尼崎市には国際課のような組織はあるのか。

事務局：現時点ではない。

委員：国際課のような組織を作って、外国人が窓口で相談に来た際に外国人(の職員)が対応できるようにすべきである。

部会長：外国人に開かれた尼崎市、という姿勢を示したほうが良いと思う。

委員：朴委員の意見と重なる部分があるが、尼崎市国際交流協会とダイバーシティ推進課が連携して外国人の孤立を防ぐために様々な事業を実施しており、その中で外国人から相談を受けることもあり、結婚・妊娠・出産・帰国の問題など様々であるが、相談を受けた後の対応には専門的・法律的な地域も必要となることがあり、国際交流協会に対応することに限界があるため、専門家を雇って、対応できないか。西宮市の国際交流協会では専門家を雇用して対応しているようであるが、尼崎市としては今後そのような方向性はあるのか。

事務局：今すぐに専門家を雇用するというような方針を出すことは難しいが、尼崎市には専門的な所管課が多くあるため、連携が重要である。また、先ほど話に出ていた在留資格に関する専門部署などはないため、専門的な人材を雇用するかも含めて、関係機関との連携体制の整備が必要であると思う。

委員：そのため、国際課が必要である。外国人からの相談に万事屋的に答えられる人材を配置すべきである。外国人が一番困る問題は病院であり、例えばポルトガル語しか話せないペルー人が診療を受ける病院に困っている、という相談を受けたことがあり、医療通訳が不足している。例えば外国人が新型コロナウイルスに感染した場合、その外国人にどのようにPCR検査のことなどを説明するのか。

(【今後の方向性】5行目)「多言語での情報発信に努める」とあるが、英語・中国語・韓国語だと思うが、ポルトガル語は含まれているのか。

事務局：含まれている。

委員：そうであれば、「多言語の情報発信」に医療情報などを含めるべきである。

- 事務局 : これまでは来庁や電話をしてきた外国人に対する通訳制度がなかったが、今年度の5月末から行政窓口にてテレビ通訳・電話通訳を導入している。
- 委員 : 良い取組であるため、素案に記載してはどうか。
- 事務局 : これまでの取組として記載しようと思う。
- 部長 : 朴委員、太田垣委員の意見のとおり、外国人が窓口で相談に来た際に外国人が相談を受けることの重要性は認識しており、そのような相談窓口を作った際の国からの交付金もあり、計画に記載するかは別であるが、市内部ではその設置について議論はしている。
- 委員 : 林議員が来ているので聞くが、ヘイトスピーチ条例はできないか。
- 委員 : 私の知っている限り、議論が上がったことがない。
- 部長 : 現時点では尼崎市では条例を作るという雰囲気はないが、公共施設などで集会などが行われないうに事前規制ができないかについては検討中である。
- 事務局 : どこからどこまでをヘイトスピーチと認定するのかについての線引きが非常に難しく、法務省が年に1回開催するヘイトスピーチ対策専門部会において一昨年度、昨年度に国に何らかの基準を示して欲しい旨を申し入れており、今年度においても同様の働きかけを行う予定である。
また、いきなり規制を行うことは非常にハードルが高いため、まずは予防に資する取組から始めていきたいと考えている。審議会においても意見を伺っていきたい。
- 委員 : (高齢者に係る問題に戻るが) 単身の高齢者が増えており、様々な問題があると思うため、そのことについても触れてはどうか。
- 部会長 : 尼崎市の単身世帯率の推移をデータとして示してはどうか。
単身者が地域との繋がりが薄い場合、亡くなっても気づかれないという問題もある。
- 委員 : 65歳になると特養に入れるという条件を満たすだけであり、実際に入れるのは90代ぐらいである。
- 委員 : 障害者が65歳ぐらいになると、一人ではほとんど何もできなくなる。また、病気などにより単身者が突然障害を負ってしまう場合も大きな問題となる。
- 委員 : 単身者の状況を地域のコミュニティが把握し、巡回するようなことができれば良い。
- 部会長 : 尼崎市は民生委員の活動が活発であるため、民生委員がそのようなデータを持っているかもしれない。
- 事務局 : 単身高齢者のデータなどがあるか確認する。
- 部会長 : 他に意見等ないか。
これまで出た様々な意見等を踏まえ、次回の部会までに事務局で修正案を作成してください。

議事(2) その他

部会長： 最後に、「その他」について事務局から説明願います。

事務局： 次回のスケジュールについて、8月13日の14時～16時に全体会の2回目を開催し、ここでは序章の人権についての基本的な考え方、第1章の人権施策の展開方向について審議いただく予定である。会場は本日と同じ会場である。

また、8月31日の14時～16時に第2部会の2回目を開催することを予定しており、場所はこちらとは別の市政情報センターという場所であり、ここから徒歩5分程の場所である。

なお、正式な開催通知文については改めて送付する。

部会長： それでは、これをもって、令和2年度第1回人権文化いきづくまちづくり審議会の第2部会を閉会する。

以 上